

## 家族経営協定通信

令和5年3月発行 第16号

編集/発行 郡山市農業委員会

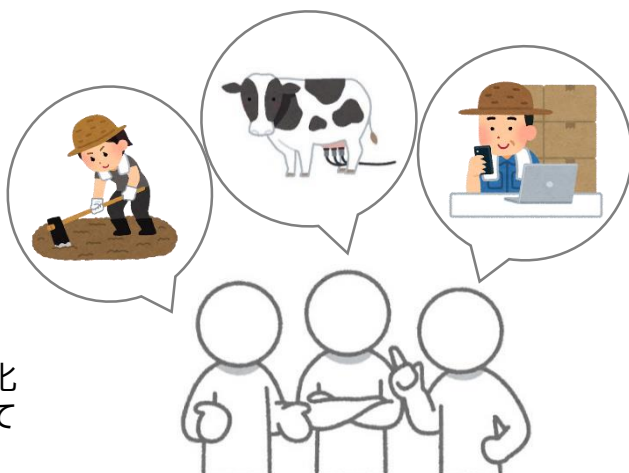
### 家族経営協定の見直しは必要ありませんか？

家族経営協定は締結して終わりではありません。現状と合わない部分は見直して、必要があれば家族経営協定の『再締結』を行います。

ご家族で新たに就農される方、経営を委譲して経営主が変更になる方や、家庭環境の変化で介護や育児が必要になるなど、皆さんを取り巻く環境が変化した時が『再締結』のタイミングです。

再締結のご相談は地区の農業委員や農地利用最適化推進委員または、農業委員会事務局で随時受け付けております。

お気軽にご相談ください。



### 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する方のうち、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、20歳以上65歳未満の方であれば、どなたでも加入することができます。さらに、家族経営協定を締結しているなど、一定の要件を満たす農業者に対して、**保険料の国庫補助（政策支援加入）**が設けられています！

さらに・・・

最長20年間  
保険料の国庫補助が  
受けられます！

国庫補助額も  
自分の年金として  
受け取れます！

国庫補助額は  
最高216万円！

最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます（月額最大1万円）  
保険料の国庫補助が受けられる期間は、以下のとおりです。

\*35歳未満 … 要件を満たしている通算20年間

\*35歳以上 … 10年以内

国庫補助の要件や農業者年金制度の詳細についてご質問やご相談がある場合は、お気軽にお問合せください♪  
(問い合わせ先)

農業委員、推進委員、JA各支店、農業委員会事務局



# 『経営移譲』について考えてみませんか？

農業経営に必要な農業資産の分割を防止するためには、経営権や資産について、計画的に移譲していくことが重要です。農業における経営資産は多岐にわたります。

資産を贈与により移譲する場合の税制を一部紹介します。

なお、詳細等については、最寄りの税務署へお問い合わせください。



## 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額をもとに、贈与税額を計算するものです。

(計算方法)

① 贈与を受けた財産の合計額 - 基礎控除額 (110万円) = 課税価格 (ア)

② (ア) × 税率 - 控除額 = 税額

※税率、控除額は (ア) の額によって変わります。

## 相続時精算課税

贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

<注意>一度この課税方法を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することができませんので、ご注意ください！

(計算方法)

1年間 (1月1日～12月31日) に贈与をうけた財産の合計額 (課税価格) … (ア)

{ (ア) - 2,500万円 (特別控除額) } × 20% = 税額

※前年以前にこの特別控除を適用した場合は、その金額を控除した残額。

## 令和4年度「農業経営改善セミナー」を開催しました

令和5年2月1日 (水) 郡山市役所特別会議室において、農業経営の安定化及び持続可能な地域農業の発展を目的に農業経営改善セミナーを開催しました。

第1部では、株式会社コンセプト・ヴィレッジ 代表取締役 馬場 大治 様から「自社のブランド化に向けた“ものさし”の創り方」と題し、生活者がモノ・サービスを購入するまでに辿る思考プロセスなどについて、ご講演いただきました。

第2部では、税理士法人三部会計事務所 税理士 大野 純 様から「農業者のためのインボイス制度」と題し、今年10月から始まるインボイス制度の概要や、農業者が導入した場合のメリットとデメリット、簡易課税制度などについて、ご講演をいただきました。

集まった約80名の参加者は、真剣な様子で耳を傾けていました。

